

みのおワーキング NEWS は、労働に関するセミナーの案内や関係機関からのお知らせ等の情報を掲載しています。

発行: 箕面市 地域創造部 箕面営業室

〒562-0003 箕面市西小路 4-6-1 TEL072-724-6727(直通) FAX072-722-7655

～箕面市からのお知らせ～

令和6年4月1日から事業者にも合理的配慮の提供が義務化されます！

「障害者差別解消法」では、行政機関等及び事業者に対し、障害のある人への障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。

事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務となる、「改正障害者差別解消法」が令和6年4月1日に施行されます。

【合理的配慮の提供とは？】

障害のある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこととしています。

社会的バリアを取り除くための申出

建設的対話

障害のある人と事業者等が話し合っ、共に対応策を検討。

合理的配慮の提供

(一例)



難聴で聞き取りづらいから、紙に書いてもらえませんか？

弱視もあって、小さい字だと読みにくいです。

太いペンがあります。この字の大きさはどうでしょうか？



この大きさなら分かりやすいです！

【知る】

障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

<https://shougaisa-sabetukaishou.go.jp/>



【調べる】

障害者差別解消に関する事例データベース

<https://jireidb.shougaisa-sabetukaishou.go.jp/>



-目次-

- 令和6年4月1日から事業者にも合理的配慮の提供が義務化されます！ [箕面市]・・・1ページ
- 助言・指導及びあっせんのご紹介 [大阪労働局雇用環境・均等部指導課]・・・2ページ
- 職場見学会を開催してみませんか？ [ハローワーク池田]・・・3ページ
- 令和5年度大阪府内の最低賃金のお知らせ [淀川労働基準監督署]・・・4～5ページ
- 大阪府労働環境課「労働相談」のご案内 [大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課]・・・6ページ
- 2023-24年度ハラスメント防止関連公開セミナーのご案内 [公益財団法人21世紀職業財団]・・・7ページ

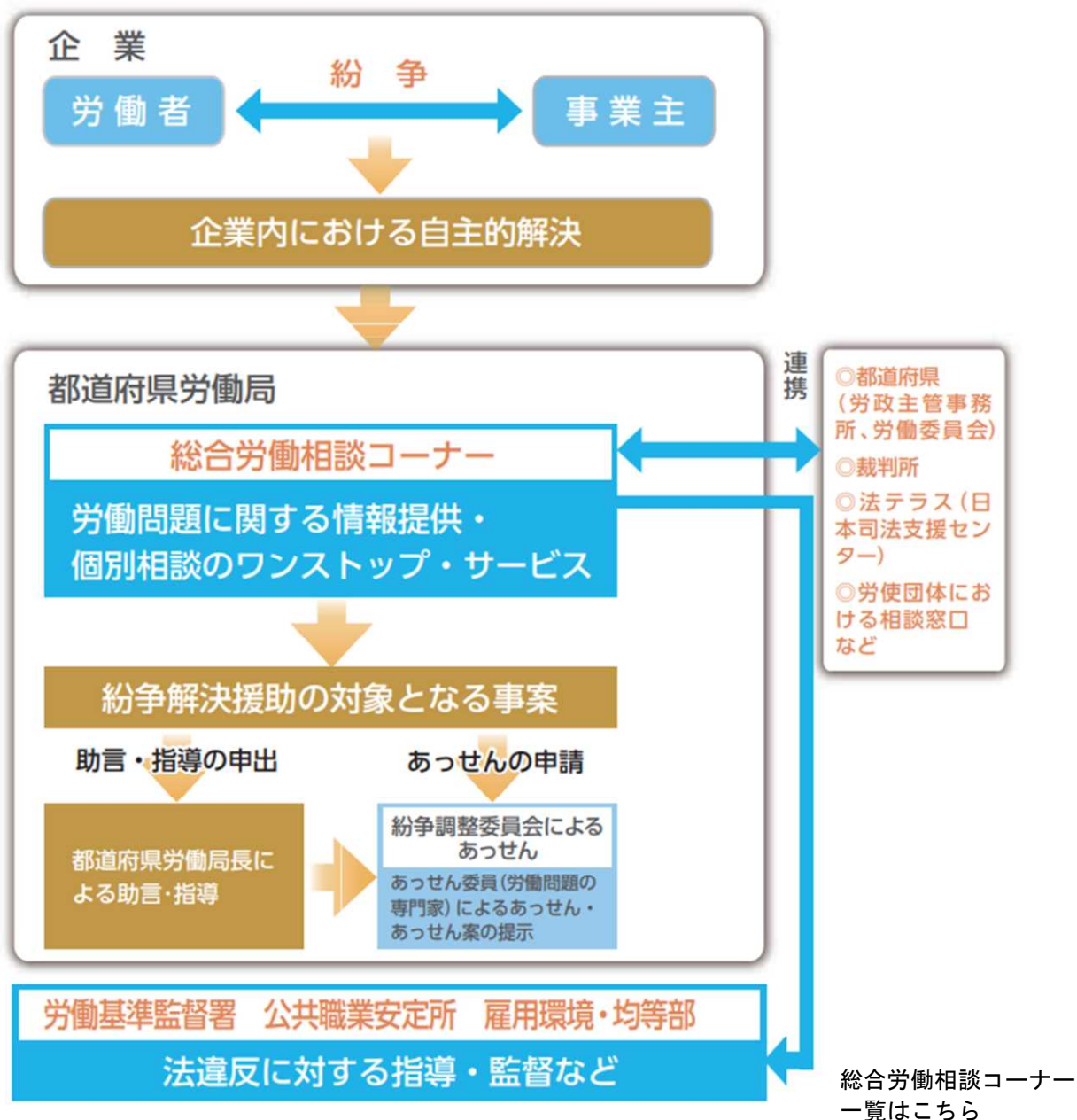
～大阪労働局 雇用環境・均等部 指導課からのお知らせ～

○ 助言・指導及びあっせんのご紹介

人事労務管理の個別化や雇用形態の変化などに伴い、労働関係についての個々の労働者と事業主との間の紛争（個別労働関係紛争）が多くなっています。紛争の内容は「いじめ・嫌がらせ」が近年、増加しているほか、「自己都合退職」、「解雇」、「労働条件の引下げ」、「退職勧奨」などがあります。

このため、府内 14 か所に設置している総合労働相談コーナーでは、紛争に発展することを未然に防止、又は紛争を早期に解決するために、労働問題のワンストップサービスの拠点として、関連法令や判例等の情報提供を行います。

また、「助言・指導」（紛争当事者に対して解決の方向を示すことにより、紛争当事者間の自主的な解決を促進する制度）、「あっせん」（紛争調整委員会の委員が紛争解決に向けて調整する制度）により、民事上の個別労働関係紛争の解決を促進します。



総合労働相談コーナー
一覧はこちら

お問合せ：大阪労働局 雇用環境・均等部指導課 総合労働相談コーナー

〒540-8527 大阪市中央区大手前 4-1-67 大阪合同庁舎第2号館8階

☎ 0120-939-009 (大阪府外及び携帯電話・PHSは不可)

06-7660-0072

9:00～17:00(月、水、木、金曜日)、9:00～18:00(火曜日) ※土・日・休祝日休み



～ハローワーク池田からのお知らせ～

障害者雇用をお考えの事業所のみなさま

出会の第一歩！

職場見学会を開催してみませんか？

求人応募を検討している求職者・支援機関担当者向けに職場見学会を開催されませんか？

応募を決める前に職場見学会を実施することにより、求職者・支援機関・事業所間で実際に携わる業務のイメージなどが共有できるため、応募のミスマッチを減らすことができます。

職場見学会の内容、日程調整、求職者・支援機関への周知、参加受付などハローワークがお手伝いさせていただきます。

◎関心をお持ちの事業所様は……

ハローワーク池田 専門援助部門(電話 072-751-2595 部門コード32#)までご連絡ください。

<みなさんの声>

面接では聞きづらい細かいことまで実際の担当者に聞くことができてよかったです。

実際の現場に行くことで、職場環境や周りの社員さんの雰囲気がよく分かりました。

応募を決める前に見学させていただき、事業所の様子や仕事内容が支援者自身もわかるので、利用者へアドバイスしやすくなった。

仕事内容を見学時に求職者と共有できているので、採用面接で説明時間より質疑応答に時間が取れるのが良かった。

やってよかった！

職場見学の時から支援機関の方にお越しいただいたので、採用を決める段階では顔が見える関係が築けていてよかったです。

就職後のサポート支援も事業所担当の方と協力体制・連携がとりやすいと感じた。

令和6年4月1日より障害者法定雇用率・算定方法が変わります

(1)令和6年4月から障害者の法定雇用率が2.5%に引き上げられます。

(2)令和6年4月から20時間未満で働く方のうち一部の方が雇用率へ算定されます

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

<お問い合わせ>ハローワーク池田 専門援助部門(電話 072-751-2595 部門コード32#)まで



詳しくは↑

～淀川労働基準監督署からのお知らせ～

令和5年度大阪府内の最低賃金

大阪府最低賃金	時間額(令和5年10月1日)	適用の範囲	
	1,064円 (令和5年10月1日)	大阪府内の事業場で働くすべての労働者とその使用者	
特定最低賃金作業	時間額(令和5年10月1日)	適用が除外される方	
塗 料 製 造 業	1,070円 (令和5年12月1日)	(1)18歳未満又は65歳以上の方 (2)雇入れ後3月未満の技能習得中の方 (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する方	次の業務に主として従事する方 (1)ラベルはりの業務 (2)手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は18リットル缶未満の充てん製品運搬の業務
鉄 鋼 業	1,066円 (令和5年12月1日)		
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,070円 (令和5年12月1日)		
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,068円 (令和5年12月1日)		次の業務に主として従事する方 (1)手作業による包装又は袋詰め業務 (2)部品の組立て又は加工の業務のうち、手工具又は小型動力工具を使用して行う組線、取付け、かしめ、巻線若しくは刻印の業務
自動車・同附属品製造	1,068円 (令和5年12月1日)		
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	1,064円 大阪府最低賃金 (令和5年10月1日)	備 考 (注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方の適用を受ける場合には、高い方の最低賃金が適用されます。	
自動車小売業	1,064円 大阪府最低賃金 (令和5年10月1日)		

賃金引上げをご検討の事業主の皆様へ 支援制度のご案内

- ①中小企業・小規模事業者の状況に応じた専門家による無料相談
- ②業務改善助成金・キャリアアップ助成金など、賃上げに伴う助成金
- ③他省庁が行う、賃上げに伴う補助金、税制控除、融資の支援策

詳しくは裏面をご覧ください



最低賃金についてご不明の点がございましたら 大阪労働局労働基準部賃金課 (電話06-6949-6502) または 最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。



(051101)

賃金引上げ・就業環境整備をご検討の事業主の皆様へ

1 働き方改革や経営改善に向けた相談先

●大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談に対して、労務管理等の専門家による窓口等での相談、企業への訪問相談を行います。

詳しくは **TEL:0120-068-116** Email:hatarakikata@sr-osaka.jp



●大阪府よろず支援拠点

売上拡大や経営改善など、経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します。
また、地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じた的確な支援機関等を紹介いたします。

詳しくは **TEL:06-4708-7045**



どの支援が合うか迷ったら、
大阪働き方改革推進支援・賃金相談
センターに相談してみてね！



2 賃金引上げを支援する制度

●業務改善助成金 ※中小企業向け

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業者等に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。

詳しくは **業務改善助成金コールセンター TEL:0120-366-440**



●キャリアアップ助成金 ※中小企業以外も利用可能

有期雇用労働者等非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

詳しくは **大阪労働局職業安定部 雇用保険課 助成金センター**

大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル9階 **TEL:06-7669-8900**



●その他の賃金引上げ支援制度 ※中小企業向け

(1)中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たしたうえで賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除できる制度です。

詳しくは、**中小企業税制サポートセンター TEL:03-6281-9821**



(2)企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業者等に対し、設備資金や運転資金を2億7千万円までは特別貸付で融資します。

詳しくは、**日本政策金融公庫 TEL:0120-154-505**



(3)中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金）

経済社会の変化に対応する思い切った事業再構築を支援する補助金。業況が厳しく最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者には最低賃金枠にて引き続き補助率・採択率を優遇。

詳しくは、**事業再構築補助金事務局コールセンター TEL:0570-012-088**



(4)ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(ものづくり補助金)

中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善等を行うための設備投資等を支援します。

詳しくは、**ものづくり補助金事務局サポートセンター TEL:050-8880-4053**



●賃金引き上げ特設ページを開設！

賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や賃金引き上げに向けた政府の支援策など賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。



～大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課からのお知らせ～

大阪府労働環境課「労働相談」のご案内

大阪府労働相談センターでは、「賃金を払ってくれない」、「職場でのハラスメントに悩んでいる」等、働く方、雇う方からのさまざまな労働相談（電話、面談及びオンライン）をお受けしています。相談は無料ですのでお気軽にご利用ください！

大阪府労働相談センターでの労働相談

【場所】〒540-0033 大阪市中央区石町2-5-3 エル・おおさか南館3階 大阪府労働環境課内

【受付日時】平日9時～12時15分 13時～18時まで（毎週木曜日は20時まで）

【お問い合わせ】

◆労働相談：06-6946-2600

◆専門家による特別労働相談（要予約／面談のみ）

弁護士、社会保険労務士が相談に応じます。

【利用日時】予約時にご確認ください。

◆職場におけるメンタルヘルス専門相談（要予約／面談のみ）

医師、臨床心理士及び産業カウンセラーが相談に応じます。

【利用日時】第1・2・3・4火曜日：14時～17時

第1水曜日：14時～17時

※特別労働相談、メンタルヘルス専門相談は、あらかじめ相談員による相談を経た上で実施しています。

◆セクハラ・女性相談：06-6946-2601（女性相談員の対応も可能です）

◆テレワークサポートデスク：06-6946-2608

◆オンライン相談：府HP「オンライン労働相談予約システム」から相談日前日までにご予約下さい。

※1枠45分 1日6枠／17時30分までの受付

<https://viewer.kintoneapp.com/public/1e4967824dce9a4e7389edadecf392c1#/>

◆チャットボットによる労働相談

24時間、365日、6言語（日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語）による労働相談が可能です。

〈こちらからご利用ください〉



<https://embed.chatbot.digital.ricoh.com/shokorodo/app/index.html>

◆外国語相談：06-6946-2600（英語、中国語、ベトナム語など12言語の通訳による相談）

※日本語にて要予約／1回のみ／2時間

※上記以外の言語に関しましてはお問合せ下さい。

詳細は以下をご確認ください。



<https://roudou-soudan-center.pref.osaka.lg.jp/>

<大阪府労働環境課 メールマガジンのご案内>

労働問題、職場のハラスメント防止、働き方改革、ワーク・ライフ・バランスなど労働関係の地域セミナーや就職応援イベントなどの情報をお届けします。（登録無料）

メールマガジンの登録は、

こちら→

労働関係情報メール



または右の二次元バーコードを読み込んでアクセスしてください。

～公益財団法人21世紀職業財団からのお知らせ～

2023-24年度 ハラスメント防止関連 公開セミナーのご案内

1. <オンライン> ハラスメント相談担当者セミナー ベーシック編

ハラスメントの基本的知識や相談対応の留意点など、相談担当者として身に付けておくべき専門スキルについて、ロールプレイを体験しながら学びます。

開催日時 2024年3月 7日(木) 13:30～16:30 担当講師 山内 理恵子

2024年4月24日(水) 13:30～16:30 担当講師 杉本 登志子

2024年6月 7日(金) 13:30～16:30 担当講師 村田 早苗

開催方法 オンライン(Web会議システムZoom利用・全国どこからでもご参加いただけます。)

受講料 15,400円(テキスト購入別途)

2. <会場集合型> ハラスメント相談担当者セミナー ベーシック編

ハラスメントの基本的知識や相談対応の留意点など、相談担当者として身に付けておくべき専門スキルについて、ロールプレイを体験しながら学びます。

開催日時 2024年5月21日(火) 13:30～16:30 担当講師 中崎 郁子

2024年7月 3日(水) 13:30～16:30 担当講師 猪熊 康二

場 所 鉄鋼會館5・6会議室 (大阪市中央区北久宝寺町3-5-12 御堂筋本町ア-バンビル11階)

受講料 16,500円(テキスト代込)

3. <会場集合型> ハラスメント相談担当者セミナー アドバンス編

被害者、行為者、第三者への対応をロールプレイで体験します。相談担当になって1年未満の方でも、基礎的な内容から学べ、ロールプレイを通じて貴重な気づきが得られ研鑽を積む絶好のチャンスです。

開催日時 2024年7月18日(木) 9:30～16:30 担当講師 井上 泰世

場 所 鉄鋼會館5・6会議室 (大阪市中央区北久宝寺町3-5-12 御堂筋本町ア-バンビル11階)

受講料 31,900円(テキスト代込)

【お問合せ先】 公益財団法人21世紀職業財団関西事務所 TEL (06) 4963-3820
FAX (06) 4963-3821
E-mail: kansai@jiwe.or.jp
URL: <http://www.jiwe.or.jp>

